小金井市子どもの遊び場等整備事業支援委託仕様書(案)

1 業務の目的

あらゆる子ども(障がいのある子・ない子、外国にルーツを持つ子など、1 8歳以下の全ての子ども)や保護者同士の意見交換やインクルーシブデザインに配慮した遊び場、菜園及び子どもの居場所の整備を行うことにより、子ども同士及び保護者同士の相互理解を促し、共生社会の実現を目的とする。

2 仕様書の適用範囲

- (1) 受託者は、本仕様書のほか、関係諸法令等に基づき、市担当者の指示に従い誠実に業務を行わなければならない。
- (2) 受託者は、本仕様書に明記されていないもので、作業の性質上必要な事項 については、その処理について市担当者と協議の上で決定することとする。 ただし、法令または慣例により履行しなければならない事項については、 受託者の負担において処理しなければならない。

3 受託者の義務

受託者は、委託作業の実施にあたり業務の目的を十分に理解したうえで、関係法令を遵守し、本仕様書及び契約書に準拠し作業を行うものとする。

4 個人情報等の保護

受託者は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本契約により受託した 業務の遂行上知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。業 務契約終了後も同様とする。

5 担当者等の適正な配置について

受託者は、業務の進捗を図るため、十分な数の担当者を配置し、秩序正しい 業務を行わせるとともに、高度な知見を要する部門については、相当の経験を 有する担当者を配置しなければならない。

また、インクルーシブデザインに配慮した遊び場等整備にあたり、委託者が 別途調整する専門的な知見を有する市内大学等の学識者及び令和6年度から 市立公園の管理業務を担う指定管理者と積極的に連携すること。

6 委託期間

本業務の委託期間は、契約確定日の翌日から令和7年3月31日までとする。

7 支払方法

本委託代金は、各年度の成果品の納入、検査合格後、受託者の書面による請求に基づき各年度分を支払うものとする。

8 委託業務内容

本業務は、令和5年度から令和6年度にかけて市立公園等で子どもワークショップ等を実施し、そこで得られたあらゆる子どもの意見を踏まえた、公園施設の設計及び設置業務であり、業務内容は概ね以下のとおりとする。

【令和5年度】

(1) 準備

あらゆる子どもに係る社会的な背景や、それに伴う国・都・周辺自治体の 政策動向を把握・整理する。また、第5次長期総合計画をはじめとする市の 上位計画・関連計画の考え方を整理する。

(2) ワークショップ等の実施

ア ワークショップを活用した子どもの意見聴取等

あらゆる子どもの意見を聴取するために、アートの要素を取り入れた ワークショップ (例:理想の公園をイメージした絵(花、遊具、遊ぶ姿等) をタイル等にデザインするなど)を4回(梶野公園、三楽公園、上の原公 園、栗山公園等)以上実施する。実施においては、企画の立案・準備・進 行を行い、聴取した意見は公園施設整備の設計に反映する。

ワークショップについては、公園で遊ぶ上で抱える課題やインクルーシブデザインに配慮した公園整備に必要なアイデア等を可視化するため、グラフィックファシリテーション等を活用することとする。

また、ワークショップ参加者、来園者及び近隣住民のプライバシーに十分配慮し、ワークショップの記録動画を作成することとする。

なお、野外での活動となる場合は、あらかじめ団体保険に加入するなど、 安全面での配慮に努めること。

イ 周知用チラシの作成及び配布

ワークショップの開催において、市民への広報用チラシ(概ね9,000枚程度、A4版・カラー印刷・委託者の校正あり)を作成すること。 なお、印刷枚数については、事業内容や配布対象により変わることから、その都度協議すること。

また、委託者が事前に調整した施設(市立小中学校、小金井特別支援学校、市の児童館、児童発達支援センター等)には、施設ごとに配布できるよう仕分けた上で配布し、残りは全数まとめて、委託者に納品すること。

ウ アンケート調査の実施

ワークショップ参加者のみならず、あらゆる子どもの意見聴取を行う

ため、委託者が事前に調整した施設(市立小中学校、小金井特別支援学校、 市の児童館、児童発達支援センター等)に協力を求め、市ホームページ等 のWEBを活用してアンケート調査を実施する。

アンケート調査の実施にあたり、先行事例の視察先及びワークショップ等の記録動画を活用するとともに、WEB記事及びアンケートフォームを作成する等、具体的な意見を聴取できるように工夫する。アンケート項目はあらかじめ委託者と協議を経て確定させること。

なお、外国人向けとして、やさしい日本語・英語・中国語・ハングル等 に対応させること。

- エ ワークショップ・アンケート調査結果の集計、分析及びとりまとめ ワークショップ・アンケート調査の結果を集計・分析し、報告書の一部 としてとりまとめるとともに、得られた結果を公園施設整備の設計に反 映する。ワークショップ・アンケート調査の集計・分析結果は、調査終了 後、概ね2週間以内に委託者に提出することとする。
- (3) 先行事例の視察及びヒアリングの実施

あらゆる子どもがともに遊ぶ公園等の先行事例の視察を4か所以上(日数は2日程度を想定し、委託者と協議すること。)実施する。

実施においては、受託者は、企画の立案、視察先との調整、WEBを活用した申込フォームの活用による参加者の募集、交通手段の確保及び視察先での進行をすること。また、視察参加者、来園者及び近隣住民のプライバシーに十分配慮し、視察の記録動画を作成することとする。

視察参加者は、公募の実施により委託者が決定した親子、委託者が事前 に調整した公園で活動する団体のメンバー及び職員等合わせて20名程度 とする。

視察先では、視察先で遊んでいる親子や参加者からヒアリングを実施し、ヒアリング内容を集計・分析し、報告書の一部としてとりまとめ、得られた結果を公園施設整備の設計に反映する。視察の概要及びヒアリング内容は、視察及びヒアリング実施後、概ね2週間以内に委託者に提出することとする。

また、あらかじめ団体保険に加入するなど、安全面での配慮に努めること。

(4) 会議の出席等

報告書の検討にあたり、市が開催する子ども・子育て会議及び地域自立支援協議会(各1回以上を予定)において、専門的な意見を聴取するため、報告書の検討に必要な資料の作成、会議への出席、関係する部分のみの議事要旨の作成等の必要な支援を行う。

(5) 報告書の作成

公園施設整備の検討案の骨子となる以下の内容について、報告書として

取りまとめ、令和5年度の成果報告とする。

- ア 実施事業 (ワークショップ、視察等) の報告
- イ あらゆる子どもが公園で遊ぶ上で抱える課題
- ウ インクルーシブデザインに配慮した公園整備の方向性
- エ 公園整備における配慮事項
- オ 令和6年度以降の進行管理方策

【令和6年度】

- I インクルーシブデザインに配慮した遊び場の設計及び菜園・子どもの居場 所空間の設計・設置に係る共通事項
 - (1) 先行事例の視察及びヒアリングの実施

インクルーシブデザインに配慮した遊び場のある公園、菜園及び子どもの居場所空間の先行事例の視察を4か所以上(日数は2日程度を想定)実施する。

実施においては、受託者は、企画の立案、視察先との調整、WEBを活用した申込フォームの活用による参加者の募集、交通手段の確保及び視察先での進行をすること。また、視察参加者、来園者及び近隣住民のプライバシーに十分配慮し、視察の記録動画を作成することとする。

視察参加者は、公募の実施により委託者が決定した親子、委託者が事前 に調整した公園で活動する団体のメンバー及び職員等合わせて20名程度 とする。

視察先では、視察先で遊んでいる親子や参加者からヒアリングを実施し、 ヒアリング内容を集計・分析し、報告書の一部としてとりまとめ、得られ た結果を公園施設整備の設計に反映する。視察の概要及びヒアリング内容 は、視察及びヒアリング終了後、概ね2週間以内に委託者に提出すること とする。

また、あらかじめ団体保険に加入するなど、安全面での配慮に努めること。

(2) 会議の出席

インクルーシブ遊具の配置設計書(原案)、菜園・居場所空間の設計書(原案)及び令和6年度の報告書について、市が開催する子ども・子育て会議及び地域自立支援協議会(各1回以上を予定)において、専門的な意見を聴取するため、報告書の検討に必要な資料の作成、会議への出席、関係する部分のみの議事要旨の作成等の必要な支援を行う。

(3) 報告書の作成

公園施設の整備・活用案の骨子となる以下の内容について、報告書として 取りまとめ、令和6年度の成果報告とする。 また、報告書は、あらゆる子どもが理解できるように、委託者と協議を経て、令和5年度にまとめた内容を含めた子ども版の報告書(A4版、2色刷以上、ホッチキス止め、10頁程度)も10,000部作成すること

- ア 実施事業 (ワークショップ及びアンケート調査等) の報告
- イ 維持管理及び管理運営における配慮事項
- ウ 令和7年度以降の活用方策等

なお、委託者が事前に調整した施設(市立小中学校、小金井特別支援学校、 市の児童館、児童発達支援センター等)には、施設ごとに配布できるよう仕 分けた上で配布し、残りは全数まとめて、委託者に納品すること。

Ⅱ インクルーシブデザインに配慮した遊び場の検討

(1) 関係団体等との事前協議の実施

梶野公園及び三楽公園において、インクルーシブ遊具の試験設置の協力を得るため、ボランティア団体(梶野公園サポーター会議)及び自治会等と委託者が事前に調整した上で、遊具の設置場所、設置期間及び設置遊具等について、委託者と連携して、事前協議を各団体2回以上(合計4回以上)実施する。

また、インクルーシブ遊具の試験設置について、公園の周辺住民への周知 等について文書にて通知する。

(2) インクルーシブ遊具の試験設置

関係団体等と協議により決定した設置遊具を梶野公園及び三楽公園に試験設置する。また、あらかじめ団体保険に加入するなど、安全面での配慮に努めること。

ア 固定型のインクルーシブ遊具の試験設置

梶野公園及び三楽公園のそれぞれ異なる期間において、委託者と協議 し決定した2種類以上のインクルーシブ遊具を2週間程度試験設置する。

イ 持ち運び可能なインクルーシブ遊具の納品及び試験設置

固定型のインクルーシブ遊具の試験設置期間に合わせて、梶野公園 及び三楽公園において、持ち運び可能で自由に組み合わせて遊ぶことが できるインクルーシブ遊具を委託者と協議し、決定した1種類以上の遊 具を納品したうえで、試験設置する。

なお、持ち運び可能で自由に組み合わせて遊ぶことができるインクルーシブ遊具については、固定型のインクルーシブ遊具の試験設置期間中の土曜及び日曜(午前9時から午後5時まで)の4日程度、都度、市施設から運搬し、試験設置するとともに、常に1人以上配置し、遊び方等の説明をすること。

(3) ワークショップ等の実施

ア ワークショップを活用した子どもの意見聴取等

あらゆる子どもの意見を聴取するために、インクルーシブ遊具の試験 設置期間中に梶野公園及び三楽公園において各公園3回以上ワークショ ップを実施する。実施においては、企画の立案・準備・進行を行い、聴取 した意見はインクルーシブ遊具の配置設計に反映する。

ワークショップについては、インクルーシブ遊具設置後の維持管理及び管理運営等おける課題等を可視化するため、グラフィックファシリテーション等を活用することとする。

また、ワークショップ参加者、来園者及び近隣住民のプライバシーに十分配慮し、ワークショップの記録動画を作成することとする。

なお、野外での活動となる場合は、あらかじめ団体保険に加入するなど、 安全面での配慮に努めること。

イ 周知用チラシの作成及び配布

ら、その都度協議すること。

ワークショップの開催において、市民への広報用チラシ(概ね9,000枚程度、A4版・カラー印刷・委託者の校正あり)を作成すること。 なお、印刷枚数については、事業内容や配布対象により変わることか

また、委託者が事前に調整した施設(市立小中学校、小金井特別支援学校、市の児童館、児童発達支援センター等)には、施設ごとに配布できるよう仕分けた上で配布し、残りは全数まとめて、委託者に納品すること。

ウ アンケート調査の実施

ワークショップ参加者のみならず、あらゆる子どもの意見聴取を行うため、委託者が事前に調整した施設(市立小中学校、小金井特別支援学校、市の児童館、児童発達支援センター等)に協力を求め、市ホームページ等のWEBを活用してアンケート調査を実施する。

また、試験設置する遊具付近に二次元コード等を活用したアンケート調査の協力を求める看板を設置する。

アンケート調査の実施にあたり、インクルーシブデザインに配慮した 遊び場のある公園の先行事例の視察先及びワークショップ等を記録した 撮影動画を活用するとともに、WEB記事及びアンケートフォームを作 成する等、具体的な意見を聴取できるように工夫する。アンケート項目 はあらかじめ委託者と協議を経て確定させること。

なお、外国人向けとして、やさしい日本語・英語・中国語・ハングル等 に 対応させること。

エ ワークショップ・アンケート調査結果の集計、分析及びとりまとめ ワークショップ・アンケート調査の結果を集計・分析し、報告書の一部 としてとりまとめるとともに、聴取した結果はインクルーシブ遊具の配 置設計に反映する。ワークショップ・アンケート調査の集計・分析結果は、 調査終了後、概ね2週間以内に委託者に提出することとする。

(4) インクルーシブ遊具の配置設計書(素案)の作成

令和5年度及び令和6年度にあらゆる子ども等から聴取した意見をもと に、梶野公園及び三楽公園のインクルーシブ遊具の配置設計書(素案)を作 成する。

(5) 関係団体等との意見交換(事後協議)の実施

インクルーシブ遊具の配置設計書(素案)について、設置後の活用協力を得るために、ボランティア団体(梶野公園サポーター会議)及び自治会などと委託者が事前調整した上で、遊具の設置場所、設置時期及び設置遊具等について、委託者と連携して、意見交換を各団体2回以上(合計4回以上)実施する。

(6) インクルーシブ遊具の配置設計書(原案)に対する意見募集

関係団体との意見交換の実施後に取りまとめた梶野公園及び三楽公園のインクルーシブ遊具の配置設計書(原案)について、先行事例の視察参加者及び遊具の試験設置利用者のみならず、あらゆる子どもの意見聴取を行うため、委託者が事前に調整した施設(市立小中学校、小金井特別支援学校、市の児童館、児童発達支援センター等)に協力を求め、市ホームページ等のWEBを活用して意見募集を実施する。インクルーシブ遊具設置公園の先行事例の視察先及びワークショップの等を記録した撮影動画を活用し、より具体的な意見を聴取できるように工夫する。

なお、外国人向けとして、やさしい日本語・英語・中国語・ハングル等に 対応させること。

(7) インクルーシブ遊具の配置設計書の作成

意見募集の結果を集計・分析し、報告書の一部としてとりまとめるとともに、得られた結果を反映し、委託者と協議を経て、梶野公園及び三楽公園のインクルーシブ遊具の配置設計書を作成する。

なお、梶野公園及び三楽公園のインクルーシブ遊具の配置設計書は、令和 7年度に実施する整備工事に活用できるよう必要な工事図面及び整備費等 の積算資料として委託者と協議を経てまとめることとする。

- - (1) 菜園及び子どもの居場所空間検討のためのワークショップ等の実施

ア ワークショップの実施

梶野公園において設置予定の菜園及び居場所空間の設計及び設置後の活用の検討にあたり、多くの子どもの意見を聴取するためのワークショップを3回以上実施すること。

あらゆる子どもが参加できるように工夫し、グラフィックファシリテーション等を活用して子どもの意見聴取をする。実施においては、企画の立案・準備・進行を行い、聴取した意見を菜園及び子どもの居場所空間の設計及び設置後の活用に反映する。

また、ワークショップ参加者、来園者及び近隣住民のプライバシーに十分配慮し、ワークショップの記録動画を作成することとする。

また、野外での活動となる場合は、あらかじめ団体保険に加入するなど、安全面での配慮に努めること。

イ 周知用チラシの作成及び配布

ワークショップの開催において、市民への広報用チラシ(概ね9,00 0枚程度、A4版・カラー印刷・委託者の校正あり)を作成すること。

なお、印刷枚数については、事業内容や配布対象により変わることから、 その都度協議すること。

また、委託者が事前に調整した施設(市立小中学校、小金井特別支援学校、市の児童館、児童発達支援センター等)には、施設ごとに配布できるよう仕分けた上で配布し、残りは全数まとめて、委託者に納品すること。ウ アンケート調査の実施

ワークショップ参加者のみならず、あらゆる子どもの意見聴取を行うため、委託者が事前に調整した施設(市立小中学校、小金井特別支援学校、市の児童館、児童発達支援センター等)に協力を求め、市ホームページ等のWEBを活用してアンケート調査を実施する。

アンケート調査の実施にあたり、先行事例の視察先及びワークショップの記録動画を活用するとともに、WEB記事及びアンケートフォームを作成する等、具体的な意見を聴取できるように工夫する。アンケート項目はあらかじめ委託者と協議を経て確定させること。

なお、外国人向けとして、やさしい日本語・英語・中国語・ハングル等 に対応させること。

- エ ワークショップ・アンケート調査結果の集計、分析及びとりまとめ ワークショップ・アンケート調査の結果を集計・分析し、報告書の一部 としてとりまとめるとともに、聴取した結果は菜園及び子どもの居場所空 間の設計及び設置後の活用に反映する。ワークショップ・アンケート調査 の集計・分析結果は、調査終了後、概ね2週間以内に委託者に提出することとする。
- (2) 菜園及び子どもの居場所空間の継続活用に向けた検討会議の実施 菜園及び子どもの居場所空間の継続活用に向けて、子ども、自治会及び 市内で活動する団体・事業者等と検討会議を4回以上開催する。聴取した 子どもの意見を最大限に尊重し、かつ、菜園及び子どもの居場所空間が継

続的に活用されるためのしくみ及び体制について検討すること。

また、菜園及び子どもの居場所空間の設置後、継続的に活用されるための試行的な取組を実施する。

- (3) 菜園及び子どもの居場所空間の設計書(原案)の作成 菜園及び子どもの居場所空間検討のためのワークショップ及びアンケー ト調査の結果及び継続活用に向けた検討会議の内容を集計・分析し、報告書 の一部としてとりまとめるとともに、得られた結果をもとに菜園及び子ど もの居場所空間の設計書(原案)を作成する。
- (4) 菜園及び子どもの居場所空間の設計書(原案)に対する意見募集 菜園及び子どもの居場所空間の設計書(原案)について、先行事例の視察 参加者及びワークショップ利用者のみならず、あらゆる子どもの意見聴取 を行うため、委託者が事前に調整した施設(市立小中学校、小金井特別支 援学校、市の児童館、児童発達支援センター等)に協力を求め、市ホームペ ージ等のWEBを活用して意見募集を実施する。菜園及び子どもの居場所 空間の先行事例の視察先及びワークショップ等を記録した撮影動画やアン ケート調査結果を活用し、より具体的な意見を聴取できるように工夫する。 なお、外国人向けとして、やさしい日本語・英語・中国語・ハングル等に 対応させること。
- (5) 菜園及び子どもの居場所空間の設計書の作成 意見募集の結果を集計・分析し、報告書の一部としてとりまとめるととも に、得られた結果を反映し、委託者と協議を経て、菜園及び子どもの居場所 空間の設計書を作成する。
- (6) 菜園及び子どもの居場所空間の設置

ワークショップ、アンケート調査及び検討会議等を踏まえ作成した菜園及び子どもの居場所空間の設計書をもとに、委託者と協議の上、決定した、インクルーシブデザインに配慮した菜園及び子どもたちの居場所を設置する。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項または解釈上疑義の生じる事項については、その都度委託者と協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 本委託業務による成果品及び資料の著作権・版権は委託者に帰属し、これ について、委託者の許可なく使用あるいは公表してはならない。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - アディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における

総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

ウ 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。

なお、適合の確認のために、受託者が自動車の自動車検査証(車検証)、 粒子状物質減少装置装備証明書等の提示又は写の提出を求められた場合 には、速やかに提示又は提出すること。